

**北郷町内遺跡発掘調査概要報告書
—2001年度—**

2002. 3

宮崎県北郷町教育委員会

北郷町内遺跡発掘調査概要報告書
—2001年度—



手水鉢(山仮屋廻所跡C区)

2002. 3

宮崎県北郷町教育委員会

序

本書は、2001年度に北郷町教育委員会が実施した町内遺跡発掘調査の概要報告書です。北郷町教育委員会では、各種開発事業に伴い、事前に埋蔵文化財の試掘・確認調査を実施しています。このような調査は、今後の開発と文化財保護との調整を図る上で重要な役割を果たすものです。

私たちは、いつの時代でも、常に豊かで便利な生活を追求してきました。しかし、その獲得した豊かさの陰で、私たちは、今失われつつあるものに対してどれほどの意識を向けているでしょうか。過去の事物を未来へ託せるのは、現在を生きている私たちをおいて他にはいないのです。私たちは、豊かな生活と共に豊かな歴史や文化を次の世代に引き継いでいく責任があると思います。そういう意味でも、本書が学校教育や生涯学習の場などで幅広く活用され、文化財保護と地域の歴史教育を考える上で一助となり、その責任の一端を担うことができれば幸いに存じます。

この度、開発原因者及び関係各機関の方々の御理解を得て、円滑に発掘調査を実施することができました。また、調査の実施にあたっては、地元の発掘作業員の方々に多大な御協力をいただきました。調査に際して御協力いただきました全ての方々に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

2002年3月

北郷町教育委員会

教育長 川崎満也

例　　言

1. 本書は、北郷町教育委員会が国・県補助を受けて実施した町内遺跡発掘調査の報告書である。
2. 調査は下記の体制で行った。

調査主体	北郷町教育委員会
教育長	川崎満也
生涯学習課長	鈴木敦子
生涯学習課長補佐	橋本寛敏
庶務担当	谷元真理
調査担当	平原英樹
発掘作業員	梶谷京子 加藤由紀枝 川越タケノ 嶋原武男 中竹スミ子 中竹義隆 日高和子
整理作業員	加藤由紀枝 谷元正子

3. 本書に用いた方位は磁北である。
4. 現地調査は、北郷町教育委員会生涯学習課主事平原英樹が行った。
5. 本書の執筆・編集及び遺構・遺物の写真撮影は、平原が行った。

目 次

I	はじめに	1
II	2001年度の調査概要	3
1.	北郷町立学校給食センター建設予定地	3
2.	山坂屋関所跡	6
III	山坂屋関所跡調査概要	9
1.	歴史的背景	9
2.	過去の調査	10
3.	歴史の道「飫肥街道」との関わり	17
IV	終わりに	20

挿 図 目 次

第1図	北郷町位置図	1
第2図	調査地点位置図	2
第3図	学校給食センター建設予定地周辺見取図	4
第4図	トレンチ位置図	4
第5図	山坂屋関所跡周辺見取図	7
第6図	トレンチ位置図	7
第7図	山坂屋関所跡平面図	12
第8図	山坂屋関所跡見取り図	13
第9図	出土錢貨拓影	15
第10図	旧飫肥街道コース図	18

表 目 次

第1表	2001年度町内遺跡発掘調査一覧表	1
-----	-------------------------	---

図 版 目 次

図版1	給食センター建設予定地写真	5
図版2	山坂屋関所跡写真	8
図版3	石垣残存状況写真	14
図版4	出土遺物写真	15
図版5	山坂屋関所跡写真	16
図版6	旧飫肥街道写真	19

I はじめに

北郷町は宮崎県の南部に位置し、北緯31度38分から47分、統計131度13分から25分の間にあり、南東部は日南市、北西は宮崎市、清武町、田野町に接している。広さは東西17km、南北15.5km、面積は179.16km²で、その内の86.5%を山林が占めている。

本町における遺跡の分布状況は、1989年度の町内遺跡詳細分布調査で約50箇所の遺跡が確認されている。その後、1996年度に宮崎県教育委員会が実施した東九州自動車道関連遺跡詳細分布調査で、北郷町内の8箇所の遺跡が新たに追加された。現在までに確認されているこのようないい處跡の周辺において、まだ知られていない埋蔵文化財包蔵地が数多く存在する可能性を否定することはできない。町内における諸開発事業については、周知の埋蔵文化財包蔵地外であっても、その取扱いについては常に慎重な態度で臨むことが必要である。

現代の生活環境の変化に伴い実施される開発行為は、本町の場合、主要県道である日南高岡線に沿う地域において増加傾向にある。近年では東九州自動車道の整備計画が進められており、北郷町と都城市を結ぶ県道都城北郷線の道路拡幅工事も完了した。本町と近隣都市部を結ぶ道路網は、ここ数年内に飛躍的な変化を遂げている。また、最近では、携帯電話無線基地局の建設が各地で増加している。周知の埋蔵文化財包蔵地以外においても、このような民間の開発行為に対して、どのように対応し協議を重ねていくかを十分考慮しなければならない。

北郷町教育委員会では、遺跡の区域内及びその周辺で開発事業等の計画がある場合には、試掘・確認調査を実施し、開発事業と文化財保護の調整に努めている。2001年度は、周知の遺跡内及びそれ以外の地域について、開発と文化財保護の両面においてその重要性を認識し双方の事業運営を円滑に進めるため、下記のとおり試掘・確認調査を実施した。



第1図 北郷町位置図

遺跡名	所在地(北郷町)	調査原因	調査面積	調査期間
北郷町学校給食センター建設予定地(包蔵地外)	郷之原6-1外	学校給食センター建設	6m ²	2001年8月1日～ 2001年8月2日
山仮屋関所跡	北河内7170-3	史跡整備	84m ²	2001年11月7日～ 2001年11月21日

第1表 2001年度 町内遺跡発掘調査一覧表



①北郷町立学校給食センター建設予定地 ②山伏屋関所跡

第2図 調査地点位置図 (1/50,000)

II 2001年度の調査概要

1. 北郷町立学校給食センター建設予定地(包蔵地外)

所在地	北郷町大字郷之原6-1外
調査期間	2001年8月1日~2001年8月2日
調査原因	北郷町立学校給食センター建設
現状	水田、畑地
調査面積	6 m ²

(1) 位置と環境

調査地は、町立北郷小学校の北側を東流する広渡川の右岸にある。小学校のすぐ北に隣接する水田と畑地の部分が給食センター建設予定地である。ここは学校と河川堤防の間に位置する。畑地部分は水田面から堤防と同じ高さまで埋め立てられている。旧地形の形状を留めているのは、水田部分だけである。

調査区対岸の広渡川左岸丘陵部には、縄文時代の遺跡である生津倉遺跡、上村遺跡、宮鶴遺跡、宮鶴第二遺跡が点在する。このように、周辺には丘陵上もしくは丘陵先端部において、複数の縄文時代遺跡が確認されている。このため、学校給食センター建設予定地は周知の埋蔵文化財包蔵地外ではあるが、広渡川の左岸と右岸における遺跡分布のあり方を確認する上でも試掘調査が必要であると判断した。

また、この辺りは江戸時代に飫肥藩主の参勤交代路として利用された旧街道の道筋であり、その際の渡河地点となっている。調査区の対岸には一之瀬という字名が残っており、現在は地区名となっている。

(2) 調査の概要

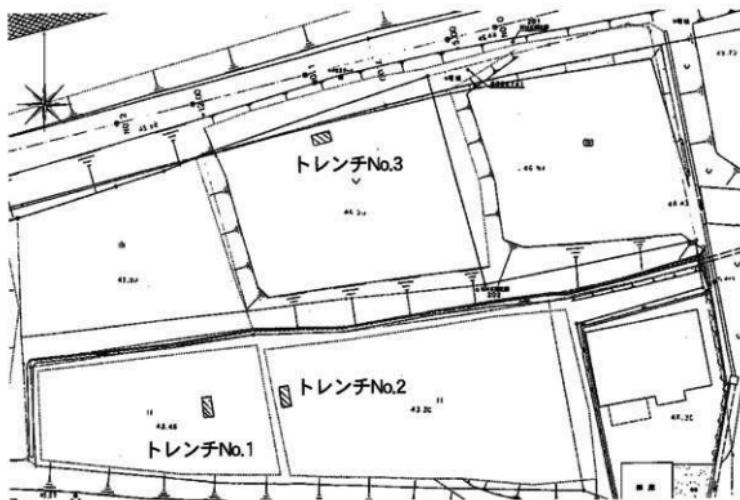
今回は、北郷町立学校給食センター建設に伴い、埋蔵文化財の有無を確認するために試掘調査を実施した。調査は、1m×2mのトレンチを水田部分に2箇所、畑地部分に1箇所設定し、遺構・遺物の検出に努めた。畑地は造成による盛土の部分であり、旧地形の痕跡を留めていない。そこで、畑地部分は確認のため1箇所だけを試掘し、その他は調査対象外とした。

(3) 調査の結果

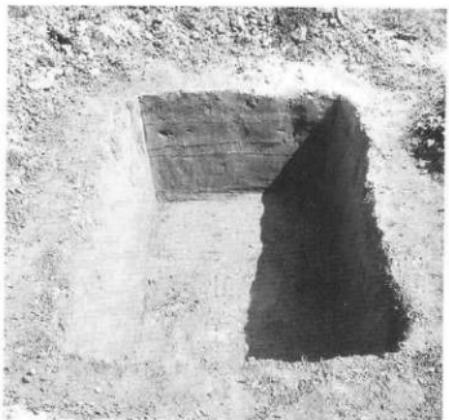
遺構、遺物とも確認されなかった。



第3図 学校給食センター建設予定地周辺見取図（1/5,000）



第4図 トレンチ位置図（1/500）



トレンチNo.1



トレンチNo.2



トレンチNo.3



作業風景

図版1 給食センター建設予定地写真

2. 山仮屋関所跡

所在地 宮崎県南那珂郡北郷町大字北河内7170-3
調査期間 2001年11月7日～2001年11月21日
調査原因 史跡保存整備
現 状 山林
調査面積 8.4m²

(1) 位置と環境

山仮屋関所跡は、江戸時代に飫肥藩主の参勤交代路として利用された旧飫肥街道沿いにある。明治20年代に飫肥と宮崎を結ぶ馬車道として飫肥街道が開削されるまでは、山仮屋地区の住民は旧飫肥街道沿いの関所跡周辺に居住していた。現在の県道宮崎北郷線は、明治時代に開かれた飫肥街道とはほぼ同じコースを辿っている。

旧街道は、上郷の花立より山辺を横断し、現在の県道宮崎北郷線よりも東の山手側を通っている。この地に官舎を建て役人を配したことから山仮屋と呼ばれ、それが後に地名となった。山仮屋関所は、飫肥城下から藩領内である清武の地頭所へ通ずる道のほぼ中間地点にあり、飫肥城下と清武郷を結ぶ交通の要路として重要であった。関所を通じて清武へ続く道は、天正から慶長の頃(1573-1614)に開削されたと言われている。

(2) 調査の概要

今回の調査は、歴史の道「飫肥街道」保存整備事業に伴い、事前に関所跡の範囲、性格等を確認するための調査である。山仮屋関所跡の調査は、1993年度に国有林部分の範囲確認調査、1999～2000年度に町有地部分(A区、B区)の確認調査を実施している。

2001年度は、昨年に引き続き町有地部分の確認調査を実施した。前年度に引き続き、石垣等の区画に従って調査区を3区に分けた。発掘調査は、2m×5mのトレンチを4箇所(C区)、2m×6mのトレンチを2箇所(D区)、2m×10mのトレンチを1箇所(E区)設定し、遺構・遺物の検出に努めた。

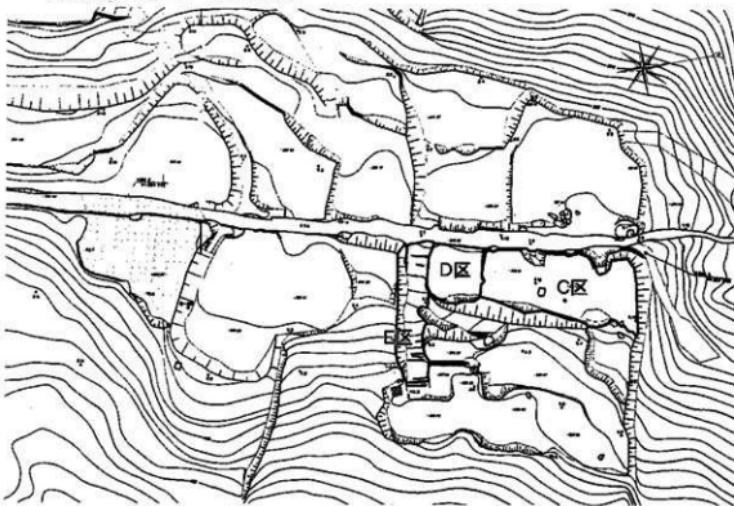
(3) 調査の結果

C区は旧街道から約1.3mの高さを以て造成された区画である。山手側の土手を掘削して、街道側に盛り土を施している。山手側に設置した2つのトレンチは表土直下が地山の岩盤層であった。街道側に設置したトレンチでは、掘削の様子と盛土の状況が確認できた。表土及び盛土の中から、陶磁器や磁石、貨幣(寛永通宝)、簪等の遺物が出土している。

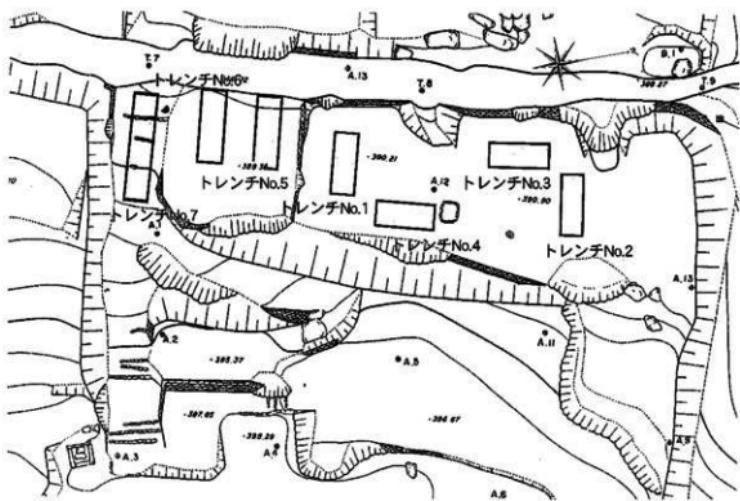
D区は旧街道からの約0.6mの高さを以て造成された区画である。設定した2箇所のトレンチはいずれも表土直下が地山であった。区画のほぼ全面が掘削による造成を受けている可能性が高い。遺物の出土は全て表土からのものである。出土遺物は、陶磁器と貨幣(寛永通宝)である。また、大きさは統一されてないが、40cm～60cm大の面取りをした石が石段として使用されており、街道側から2段設置されている。建物の礎石については、C区D区ともに確

認することはできなかった。

E区は、旧街道から山手側屋敷跡の最上段部に至る階段部分である。杉材の伐採・搬出等による重機の乗り入れの影響でこの階段部分はかなり荒廃している。最上段部の石段は原状を保っているが、中段部の石段はほとんどが崩壊していて原状を留めていなかった。



第5図 山坂屋関所跡周辺見取図 (1/1,000)



第6図 トレンチ位置図 (1/400)



トレンチNo.1



トレンチNo.2



トレンチNo.3



トレンチNo.4



トレンチNo.5



トレンチNo.6



トレンチNo.7

図版2 山仮屋跡写真

III 山仮屋関所跡調査概要

1. 歴史的背景

江戸時代、飫肥城下から山仮屋を越えて清武郷に至る道は、飫肥藩主の参勤交代路として利用された。現在、この道を一般に「旧飫肥街道」と呼んでいるが、当時の飫肥藩領内の人々は「細嶋道中」と呼んでいた。この道は、飫肥から内之田、大藤、立野、郷之原、花立、山仮屋を通り清武に抜ける道で、伊東祐兵が飫肥に入った後の天正慶長年間に開かれたと考えられている。この街道沿いには、立野と山仮屋に番所が設けられていた。立野の番所跡は現在にその痕跡を留めていないが、山仮屋の番所跡は山仮屋関所跡として現在まで残っている。

山仮屋関所には13戸の番卒が置かれ、江戸参勤交代の際にはここが休憩所となって食事の用意をしたり行列を整えたりした。面番所では昼夜の別なく往来の人馬を監視し、旅人の取り調べを行ったと伝えられている。番卒は飫肥の伊東藩から派遣された武士と山仮屋土着の武士とで勤めた。土着の番卒には報酬が支給されないので、代わりに田代方面の田畠を無償で耕作することができたという。しかし、それだけではなお生計が苦しかったので、関所周辺の荒地を耕作し、芋類を作つて生活したので「からいも土族」と呼ばれた。明治に入ってからも山仮屋の住民は関所跡付近に居住していたが、明治20年代になって県道の完成に伴い現住地に移住した。

関所跡からは月に星九曜の伊東家家紋入りの瓦が発見されており、瓦片が敷地のあちらこちらで散見されることから、建物は瓦葺きであったと推測される。地元の人の話によると、数十年前までは関所跡一帯の石垣はほぼ完全に近い形で残っていたらしいが、杉の伐採、搬出等の際にかなりの石垣が破壊されてしまった。また、台風の影響やイノシシ等の野生動物による損傷箇所も見受けられる。

山仮屋という地名については、『日向地誌』に「山仮屋ハ元ト山中ニ官舎アルヨリ起コリシ稱呼ナルガ今地名トナル」とある。また、「明治四五年マテハ人家二十三戸アリシカ縣治以来漸次他所ニ移住シテ今ハ五六戸ニ過ス」との記述から、明治27年に宮崎飫肥間を結ぶ県道が開通した後、山仮屋住民の生活の中心が旧街道沿線から県道沿線へ移り変わつて行つた様子が伺える。

現在、関所跡は一部の国有地と民有地を除いて町有地となっている。関所跡の範囲面積から言えば、関所跡の中心から北よりの範囲に民有地が所在し、関所跡の中心部に位置する国有地とともに町有地を南北に分断する状況を呈している。史跡の現状は、屋敷跡の区画を示す石垣等が街道に沿う約200mの範囲に現存しているので、当時の関所一帯の雰囲気を伺い知ることができる。しかし、杉の伐採・搬出作業時における重機の乗り入れによって、破壊され失われた部分が多い。山仮屋関所跡は、昭和52年11月3日付けで町指定史跡となっている。

2. 過去の調査

山仮屋関所跡の確認調査は、これまでに1994年度、1999年度、2000年度、そして2001年度の計4回実施している。1994年度は国有地内、1999年度から2001年度にかけては町有地内の調査を実施した。以下に1994年度、1999年度、2000年度の調査概要を報告し、前章で報告した2001年度の調査も含め、これまで実施してきた山仮屋関所跡の確認調査結果を考察する。

〔1994年度の調査概要〕

調査区は、広葉樹に覆われた国有地内であり、面番所跡と伝えられる敷地に隣接する部分である。調査区は面番所跡より高所に位置する。この調査では、設定された6箇所のトレンチのうち、2つのトレンチで礎石が3箇所検出された。街道に面した入り口部分からは、階段の跡が検出されている。道の部分に設定されたトレンチでは、丸石が敷き詰められている状況が確認された。出土遺物は、近世陶磁器、貨幣、小刀などである。当時の陶磁器片は、現在もかなりの量が地表面で検出されている。

〔1999年度の調査概要〕

調査区は関所跡の北部で旧街道を挟んで西側の区画であり、街道より約2m低い位置にある（A区）。関所跡を構成する個々の屋敷跡は、東から西へ傾斜する地形に合わせて掘削や盛土を施すことにより造成されている。それゆえ、街道より東側の屋敷跡は西側の全ての屋敷跡よりも高所に位置している。各屋敷跡は石垣を築くことで区画されている。

調査区内に設定した8箇所のトレンチからは、近世陶磁器、瓦、砥石、石臼、貨幣等が出土した。街道に近いトレンチは表土直下が掘削面となっており、逆に街道から遠いトレンチでは盛土により造成されている部分を確認した。全体的に見ると、高所の屋敷跡と低所の屋敷跡は石垣や石積みによって区画されている。山手側の傾斜を削り、谷側に盛土をすることによって平坦面を造成している。

遺物の大半がこの盛土の中から出土している。このことから、造成の段階において既に遺物が混入している部分の土を盛土として使用したのか、或いは、造成の途中で当時の遺物が混入したのか、そのどちらかの状況が考えられる。このことは、関所敷地の造成拡張における作業行程を探る上で重要な意味を持つものと考えられる。

〔2000年度の調査概要〕

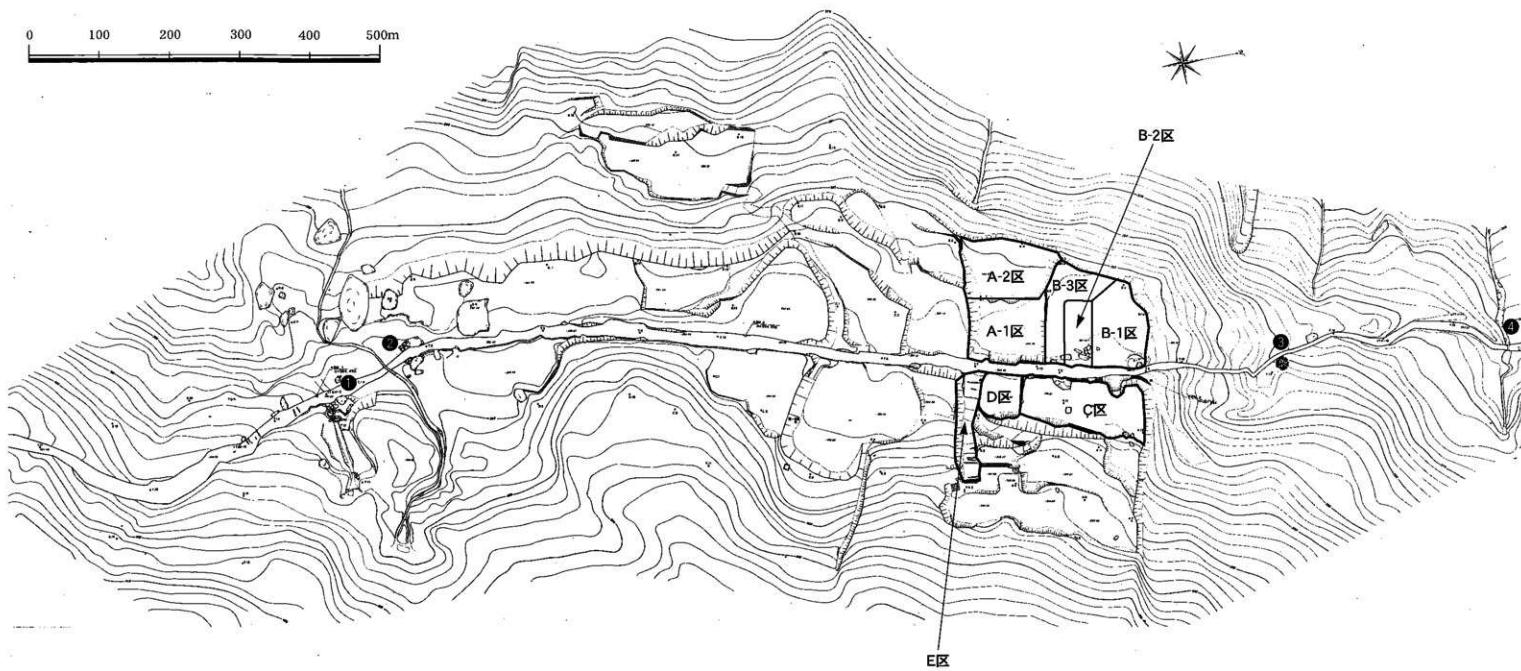
調査区は関所跡最北部の街道西側の部分である（B区）。調査は4箇所のトレンチを設定して実施した。B区はA区よりも高所にあり、街道面とはほぼ同じ高さにある。表土直下が地山の岩盤層であり、50cm～80cm大の石が散在していた。この辺りは、杉の伐採・搬出時に重機が入り、搬出路を作るために掘削されたりして等身大のかなり大きな石まで動かされており、原状を留めていない。ただ、街道面と同じ高さであることと、敷地内に盛土の痕跡が確認されないことから、B区の敷地内は造成時に掘削を受けていることが分かった。

遺物の出土状況は、A区に比べると極端に少ない。また、礎石等も確認できなかった。A区に見られるような生活の痕跡を示す出土品が少ないとということ、街道面と同じ高さに造成された敷地であるということは、関所内におけるB区の空間的役割を考える上で重要な要素である。

以上、過去3回の確認調査と今回の確認調査を通して得られた山仮屋関所跡の調査結果は以下のように総括される。

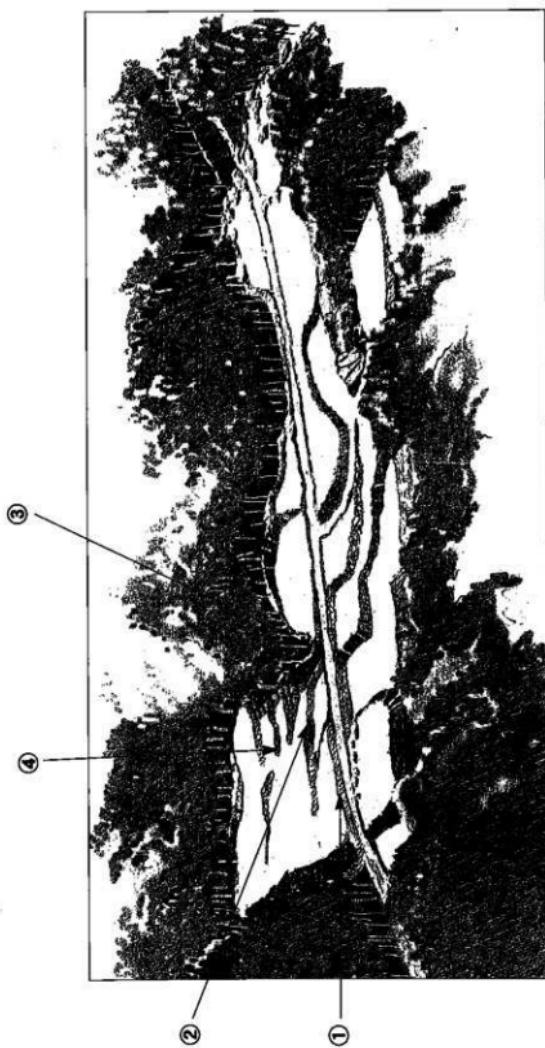
- ① 山仮屋関所跡は、石垣或いは石積み等で区画された複数の屋敷跡によって構成されている。
- ② 敷地の造成にあたっては、東の山手側から西の谷側へ傾斜する地形に合わせて掘削と盛土を施することで平坦部を作り出している。よって、街道を挟み東西向かい合う形で造成された敷地は、東側敷地が高位に位置し、西側敷地が低位に位置する。
- ③ 東側敷地（C区、D区、E区）と西側敷地（A区、B区）では、石垣の積み方に差異がある。東側敷地でもC区、D区、E区よりも高位に位置する区画は、面取りを施した切石によって石垣が構築されている。
- ④ A区、C区、D区は、瓦片が多量に見られることから瓦葺きの家屋が想像される。
- ⑤ B区は他の調査区と比べると、南側の一部分を除き、全体的に出土する遺物の量が少ない。敷地はほぼ全体が掘削により造成されている。
- ⑥ 石垣や石積みからその区割りを見ると、A区が2区画、B区が3区画、C区とD区が1区画である。A区とC区は遺物の出土状況から瓦葺きの建物の存在を推測できる。
- ⑦ A区東側をA-1区、西側をA-2区とすると、②で述べたとおり、東側A-1区画が西側A-2区画より高位に位置している。
- ⑧ B区は3つに区画されており、北側から南側に向って一段ずつ低くなっている。B区北側の区画をB-1区、その下をB-2区、最下段をB-3区とすると、面積的に一番小さいのはB-2区である。
- ⑨ 西側敷地は、B-1区が街道面とほぼ同じ高さで、B-2区、B-3区、A-1区、A-2区と一段ずつ低くなっている。調査の結果、関所におけるB区の空間的役割を裏付ける根拠を得ることは出来なかった。
- ⑩ B区は山仮屋関所の最北部に位置し、清武方面から街道を通って関所敷地に入る時の最初の通過点となる。清武方面からの街道は、関所北側にあるイチイガシの巨木から左に折れ、そこからすぐに右方向へ湾曲するようS字を描いてB-1区北西隅に通じている。B-1区は街道から関所敷地に至る接点部分に相当するものと思われる。
- ⑪ D区は街道面から二段の石段を設けて敷地を構えている。C区と比較すると敷地面積が非常に小さい。C区と同様瓦葺きの建物が存在したと思われる。建物の役割を示すような遺物は出土しなかった。表土直下が地山であり、掘削による造成箇所であることが分かった。
- ⑫ E区は街道から東側敷地の高所に至る階段部分である。山の傾斜の緩急に合わせて階段の幅を変えている。トレンチでは、傾斜が緩く街道に近い下段の部分は階段の幅が広く、傾斜の急な上段の部分は階段の幅が狭くなっている状況が確認された。

0 100 200 300 400 500m



第7図 山仮屋跡平面図

第8図 山坂屋廻所跡見取り図





第8図①



第8図②



第8図③



第8図④

図版3 石垣残存状況写真

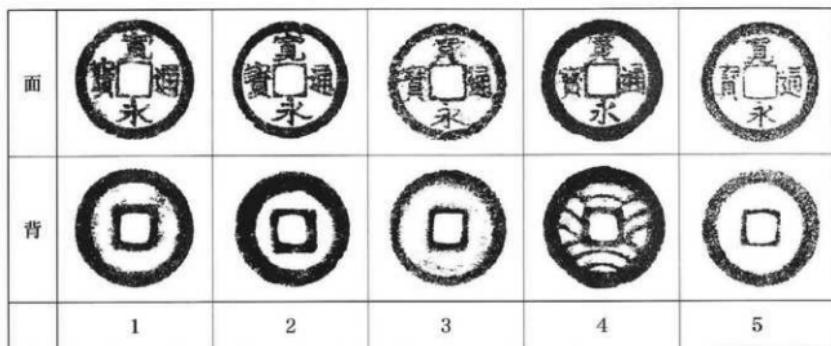
〔古銭の出土〕

これまで実施した山坂屋関所跡の確認調査では、十数枚の寛永通宝が出土している。寛永通宝は大きく古寛永と新寛永とに大別されるが、山坂屋関所跡では両者ともに確認されている。

寛永通宝は、寛永3年（1626）に水戸の住人佐藤新助が錢座を願い出て許され铸造したのが始まりと言われ、その後、明治2年（1869）までの240余年間、全国各地で铸造され庶民の錢貨として親しまれた。徳川幕府は、当初錢貨に年号を記入していたが、後に年号に関係なく「寛永

通宝」の四字を銭貨の代名として使用するようになる。幕府は寛永13年（1636）に、近江、江戸、豊後などで寛永通宝の本格的な鋳造を開始し、幣制を完備した。

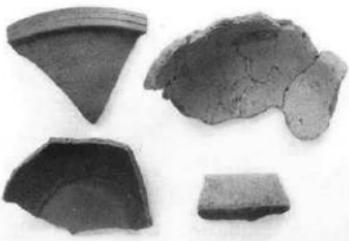
古寛永は、寛永3年（1626）から寛文8年（1668）文銭の鋳造が始まる以前の日本各地で鋳造された寛永銭に対する総称である。新寛永は、寛文8年（1668）江戸亀戸村において幕府直轄にて鋳造され、明治2年（1869）まで鋳造された。背に波型のある貨幣を四文通用とし、その他を一文として、銅、鉄にて鋳造した。第9図の1と2は古寛永、3、4、5は新寛永である。



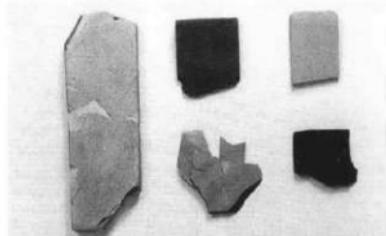
第9図 出土銭貨拓影（4／5）



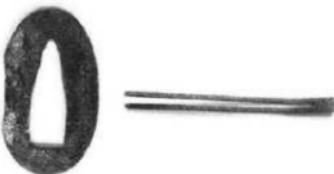
白磁器



擂鉢と土器



砥石



切羽と簪

図版4 出土遺物写真



東側上段部



東側中段部



A区・D区遠景



E区階段部



C区作業風景



B区作業風景

図版5 山仮屋跡写真

3. 歴史の道「飫肥街道」との関わり

江戸時代に飫肥藩伊東氏の参勤交代路として利用された飫肥から山仮屋を越えて清武に至る道は「旧飫肥街道」と呼ばれ、明治時代に馬車道として開削された近代の「飫肥街道」とは明確に区別される。本来、飫肥街道とはこの明治時代の道路を指す言葉である。しかし、現在では参勤交代路を指して飫肥街道と呼ぶ場合が多く、用語の混乱が起きている。

文化庁の歴史の道百選の選定においても、旧飫肥街道が「飫肥街道」という呼称で選定されており、今や旧飫肥街道を「飫肥街道」と呼ぶ風潮が広く世間一般に浸透している。そこで、旧飫肥街道のことを便宜上「歴史の道『飫肥街道』」と表記することにしている。なお、歴史の道百選の選定区間は、日南市飫肥から北郷町山仮屋までである。

江戸時代、飫肥藩領内の人々は、山仮屋の関所を越えてゆく道を細嶋道中と呼んでいた。飫肥を発して九州における陸路の終点である細嶋（現在の日向市細島）に向かう道を指してこのように言い表したのである。平部崎南が記した『日向地誌』には「天正慶長ノ際今ノ山仮屋ノ街道開ケタリ」とあるが、関所とここを通る街道がいつ開削されたのか、正確な年代については未詳のままである。

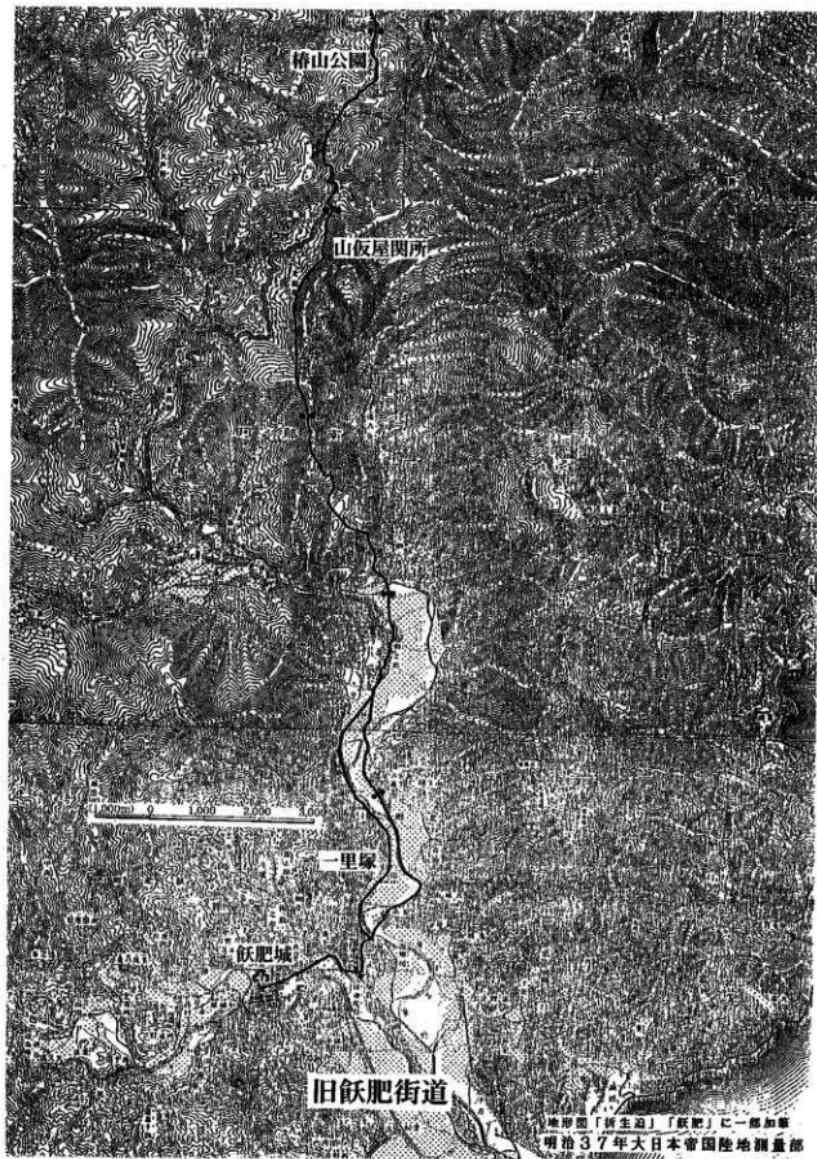
現在、飫肥藩主の山仮屋越えの参勤交代路を指して言う「飫肥街道」は、本来は、他の者が飫肥に向かう道を指して言う呼称であったか、或いは明治時代に馬車道として開削された新道の「飫肥街道」という呼称が混乱を来して旧道の呼称として定着したものと推測される。

つまり、「飫肥街道」という呼び名は、正確には江戸時代飫肥藩の人々によって用いられていた呼称ではないのである。このことは、平部崎南が記した『日向地誌』の中で、旧飫肥街道の道筋が「志布志街道」として報告されており、「飫肥街道」の表記が見られないことからも推測される。

近世の飫肥街道（旧飫肥街道）については、飫肥城下を起点として清武郷までを言うのか、それとも宮崎までを言うのか、或いは佐土原城下までの道のりを言うのか、さらには陸路終点の細嶋までを言うのか、区間の定義には諸説あって未だに明確な定義はない。しかしながら、少なくとも飫肥から山仮屋を越えて清武に至る道のりを「旧飫肥街道」と見ることで意見が一致しており、清武から先のどの地点を終点と見るかは、地域によって呼び名が変わる道の性格上、簡単にこの問題に結論を下すことは困難である。

明治時代に入ると人力車や客馬車の普及に伴い、その利用に適した新たな道の開削が必要になった。そうして開設されたのが本来「飫肥街道」と呼ばれる近代の主要道路である。現在の県道宮崎北郷線がこれに当たる。県指定有形文化財である山仮屋隧道は明治25年に完成し、宮崎飫肥間の全線開通は明治27年である。

山仮屋関所跡は、江戸時代の歴史の道「飫肥街道」（旧飫肥街道）と関連する交通遺跡である。当時は、山仮屋の他に郷之原の台地に程近い立野にも番所があったが、現在、立野の番所があった辺りは宅地になっており当時の面影はない。山仮屋関所跡は、明治20年代になって新しく県道が開かれるまで山仮屋地区の住民が居住し続けてきた集落跡でもある。山間部に所在するため、幸いにも現在まで開発の影響を受けることなくその姿をとどめている。ただ、関所跡に関する文献資料がほとんど残っていないため、その構造については不明な部分が多い。



第10図 旧飫肥街道コース図



町道と重複する桜並木道(元仮屋付近)



山の神の祠と道祖神(第7図①)



関所跡南側入口(第7図②)



林道による街道切断部分



関所跡近くのイチイガシ(第7図③)



荒廃した街道部分(第7図④)

図版 6 旧飫肥街道写真

IV 終わりに

2001年度は、北郷町学校給食センター建設予定地の試掘調査を1件と山仮屋関所跡の確認調査を1件実施した。

給食センター建設予定地の調査については、周辺の遺跡分布状況を考慮して、発掘調査によって遺跡の所在の有無を確認する必要があると判断した。今後ますます増加が予測される各種開発事業に対して、周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為に伴う調査の取扱いをどのようにしていくか、このことは非常に重要な問題である。未確認の遺跡や文化財が所在する可能性を決して軽視することなく、文化財保護に対する理解を地域住民に対しても求めていくことが必要である。山仮屋関所跡については、遺構の残存状況について、部分的ではあるが程度把握することができた。今後は、文献による調査も含め、関所跡全体の構造把握について調査を進めていきたい。

私たちの生活を取り巻く環境の中で行われる開発行為について、文化財保護という立場から調査に対する協力を得るには、地域に対して文化財保護の先に何があるのかをはつきりと提示しなければならない。地域における生涯学習や学校教育の場は言うまでもなく、地域住民一人一人が日常生活の中で歴史を感じられる環境を整えていくことが大切である。

（参考文献）

- | | | |
|--------------------|----------|------|
| 1) 『宮崎県歴史の道調査報告書』 | 宮崎県教育委員会 | 1978 |
| 2) 『北郷町史』 | 北郷町 | 1965 |
| 3) 平部嶠南『日向地誌』 | 日向地誌刊行會 | 1929 |
| 4) 矢部倉吉『古錢の集め方と鑑賞』 | 金園社 | 1982 |
| 5) 『北郷町文化財紀要第2集』 | 北郷町教育委員会 | 1984 |

北郷町文化財調査報告書第11集

北郷町内遺跡発掘調査概要報告書

—2001年度—

2002年3月

発行

北郷町教育委員会

〒889-2492 宮崎県南那珂郡北郷町大字郷之原乙1477

TEL 0987(55)2111・FAX 0987(55)2157

印刷

(有)日南新生社印刷

